

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	4	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	10-2	不利益処分の種類	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の取消し	
<p><b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</b> (許可に係る措置命令等)</p> <p>第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</li><li>二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。</li><li>三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</li></ul> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p>						